

# イギリス産業革命初期の貨幣金融

大 西 信 隆

- 一 一般経済情勢
- 二 資本形成と貨幣金融事情
- 三 金融機構
  - (イ) イングランド銀行
  - (ロ) シティの個人銀行
  - (ハ) 地方銀行

## — 一般経済情勢

イギリスの産業革命は、他国にさきがけて一七六〇年代に始まつた。<sup>①</sup>

すなわち、およそ一七六〇年代以降、同国においては、産業関連の有用な発明や飛躍的な技術革新が相次いだ。そして、それが起動力となり、ランカシャーを中心とする紡績工業を著しく発達させ、つれて綿花の輸入増大と綿布輸出の急増<sup>④</sup>とを呼び起し、織維工業がトリガー産業となつて全般的商工業の繁栄にまで拡大した。

発明や技術革新の波は鉱業にも及び、鉄鉱石や石炭の増産を促し、他方、コークスの使用その他の製鉄技術の改革もあって銑鉄の飛躍的産出増加をもたらした。<sup>(5)</sup>これらの産業の激増した生産品や原材料の運送も、運河開設や公道（highroad）建設等による交通、運輸の発達によって助けられ、またこれが原因となって、さらに商業、貿易、流通の発展を促進し、これらが好循環して波及範囲を広げ、産業の成長にますます拍車をかけた。

このようにイギリスにおいては、およそ一七六〇年代以降、商業や鉱工業において急速な発展がみられたが、一方、農業においても次第に改革が進んでいた。そのテンポは十八世紀末<sup>(6)</sup>ころにかけて次第に急速となり、十九世紀前期のころまでに、農村は大きく変容するにいたった。

すなわち時代をさかのばると、イングランド各地には、開放耕地（open field）や共同牧地（common pasture）と呼ばれる共有地が、それまでの何世紀にもわたって存続して来ていた。これらの共有地は、早くは十三世紀<sup>(7)</sup>ころから徐々に、私有のための囲い込み（enclosure）がみられるようになつたが、当初は強者の実力によつて施行されたものがほとんどであった。それが次第に当事者の合意または合法的に実施されるようになり、一七六〇年代以降は政府の助長策もあって急増し、ジョージ三世（一七六〇～一八一〇）の在位中だけでも、三、三五四件という多数の個別的エンクロージャー法に基いて囲い込まれていつた。

このようにして、経営能率のよい生産単位の広さにまで土地を囲い込んだ土地所有者は、改良された新しい経営法や科学的耕作法を採用し、あらじ荒れ地（waste）を開拓して作物生産量を増大させた。また耕作労働者の確保の困難なような場合には、人手の少なくてすむ牧場への転換を実施する者が多かつたが、その家畜飼養においても、旧来を越える合理的方法を導入して、生産を効率的に増大させた。

一方、農村の階層をみてみると、旧来は領主または地主 (lord or squire)、自由土地保有農民 (freeholder)、登録土地保有農民 (copyholder)、定期借地農民 (leaseholder)、小屋住み農民 (cottage) という序列からなっていた。ところが前述の団い込み運動の進展によつて、農村の耕地や牧地は急速に少数の人々の所有に集中するようになり、下層農民の多くが土地を失つて都市へと流入し、農村における低階層を縮小させていった。<sup>(7)</sup>

産業革命の全時代を通じて、イギリスの人口は、主として死亡率の減少により急速な増加を示したが、前記のように土地を離れた農民の流入と重なつて、特に諸都市の人口は急速な膨張をとげた。しかし技術革新に基づく農産物の産出増大は、増加人口を充分に養つていけたし、また人口の都市流入は、諸都市の商工業に対する労働力の豊富な供給源となつて、その成長発展に寄与することが大きかつた。しかも、産業機械の発達は労働者の雇用チャンスを減少させるのではないかと恐れられていたにかかわらず、実際には紡績工業などにおいては増大の結果となつている。

以上は、産業革命の顕著であった代表的な業種の例としてあげたものである。多くの業種の中には、建築業、クツ製造業、時計製造業など、産業革命的変化の少ないものや影響の緩慢な業種もあるにはあつた。しかし、多くの産業においては、前述のように、機械化、大規模化、標準化、地域特化など革命的な変化が著しく進展したのであつた。この産業革命は、過去と無関係に突如として発生したものではないが、既述のように、およそ一七六〇年代から進行を始めたものとみることができる。その終期についても、未来と絶縁して終息したものではないが、ほぼ一八五〇年代に進展ペースを減速し、産業革命は一応の終結をみせたというのが通説である。

要するに、ほぼ一〇〇年間のこの時代においては、あらゆる産業の中に創意と企業心が満ちており、一部階層の貧困化等の社会問題が起つてはじめていたにしても、産業資本の側からみれば、空前の活気にあふれた時代であつた。産

業資本は急速に増殖を遂げつゝあり、金融市場も将来に向かって形成されつゝある時代であった。そいで、とりあえず研究の対象を産業革命開始の前後からフランス革命発生の時期までに置いて、資本、貨幣および金融の状況につき、項を改めて次に検討を試みる」といふ。

## 二 資本形成と貨幣金融事情

イギリスにおいては、産業革命より以前の十八世紀初頭のころから、貯蓄された資金を生産的に使用しようとする傾向が土地貴族、商人、工業生産者等の間に起こり始めた。<sup>(8)</sup>この傾向は、地方銀行家たち（country bankers）の登場によって助長され、徐々にながら資本市場が育成されていった。やがて南海会社（The South Sea Company）などを中心に高まつた投機熱が、一七二〇年の相次ぐ破産と経済的混乱によつて冷水を浴びせられるといふ一時期も経由しなければならなかつた。

ともかく、前述のような資本市場の形成について、資本の流動性も次第に高まつたが、そのことは、やがて利子率の低下傾向につながつた。試みに法定利子率の推移をみると、次のような低落状況を示してゐる。

一六二五年	一〇→八ペーセント
一七一四年	八→六ペーセント
一七一七年	五一→四ペーセント

## 一七五七年 四→三ペーセント

このうち一七五七年の利率三パーセントとは、三分利付き整理公債につけられた利率であり、一般資本市場における金利の低下傾向を反映したものであった。このように金利の安い資本を利用できるということは、産業革命の幕あさを迎えた工業生産者、商人、土地貴族たちにとって、きわめて有利な条件であった。アシュトンは、「もし、十八世紀の半ばごろ経済的発展の速度が高まつたことについて、ただ一つの理由を求めようとするならば、——そうすることとは正しくないであらうが——この利子率の低下にこそそれを求めねばならない」と述べているほどである。<sup>(10)</sup>

さて、産業革命時に利用された資本は、どのような源から引き出されて來たものであろうか。これについては、土地所有者からとする主張、貿易を中心とする商業からとする主張、あるいは二次的産業からと説く主張など、議論はまちまちである。しかし、この時代の資本は、單一の源から引き出されたものでもなく、また單一の方向にのみ流れたものでもなく、あらゆる源から引き出され、あらゆる方向に流動した、というのが正しい見方である。<sup>(11)</sup>

すなわち、土地所有者が工業生産に乗り出した実例も多いが、逆に成功した工業資本家が土地を買って農業地主に転向した実例も多い。また商人が鉱山や工業に資本を投じた場合も多いかわりに、鉱工業資本家が商業に乗り出す場合も多かった。工場の職工から身を起こして鉱山を手に入れた者もいれば、逆に鉱山の坑夫から製鉄業に進出して成功した者もいる。まことに、資本を増殖する機会とケースは、周辺に満ちあふれている時代であった。

産業革命の始まった一七六〇年代に至るころは、資本蓄積の初期に当たり、まず蓄積資本の額も小さかつたが、投下対象となる単位も小規模な家族企業が多くたから、両者は結構つり合っていた。当初は、家内の工業における使われ人や職人たちさえもが、貯蓄の累積を資本として、企業を設立する例が多かつた。そして彼らは、獲得した利益

を、きびしい節約によって再投資し、資本の累積的な増殖を進め、意識のありなしにかかわらず、資本制生産の成立に寄与したのであった。要するに、当時の産業資本形成の大半は、利潤の再投資によって達成されたものということができる所以である。

アシュトンは、「初期の資本家たちに対してもどういうことが言われようとも、放縱という罪だけは到底彼らに負わせられないものである」と言い、さらに「産業資本はそれ自身のものとも主要な源泉であった」と述べている。<sup>(2)</sup> 勤労と節欲とを信条とするクエーカー教徒の中から、当時の産業資本家としての成功者が多数に出現したのも理由なしといふのである。

しかしながら、そのような方法による蓄積では及ばぬほどの多額の資本を要する場合も多かつた。そのようなとき、企業者自らの周辺から新たな資本を提供できるパートナーが募集された。しかし、そのパートナーは無限責任を負わねばならなかつたから、これを獲得することには大きな困難を伴つた。

そこで、工場を抵当に差し入れて資金を調達する方法が次第に普及するようになつた。公債に対する金利が四ペーセントないし三ペーセントのころ、工場抵当による融資に対しては五ペーセントの金利が支払われたから、工場周辺の資金提供者たちにとって、これは十分に注意を引くに足る対象であつた。この工業金融方式は、有限責任制(limited liability)が行なわれるようになつた一八五〇年ないし六〇年ごろまでは、企業家たちにとって最も重要な資金調達の手段であつた。

一般に、規模が拡大するにつれて、当時の工業資本家が必要とする資金も増大した。すなわち、工場建設関連をする長期固定資本、ならびに原材料費、在庫費、売掛金、賃金など運転資本のいづれをとっても、規模の拡大と

共に増加していく。そこで工業資本家たちは、工場周辺の地域だけでなく、広く他地方からも、より大きな融資を仰ごうと試みた。これに対するは、幸いにして、次第に発達し始めたロンドン金融市場が融資の手を差しのべてくれた。とくとロンドンの商人たちは、外国貿易の経験から、遠隔地への信用供与を恐れなかつたから、前述のような工業金融を進んで実行することが多かつた。

一方、当時のイングランドにおける貨幣関係はどのような状態にあつたであろうか。産業革命より以前から、イングランドの貨幣事情には問題があつたが、産業革命が始まつてから、さるに事情は悪化した。というのは、小額貨幣が著しく不足していたのである。

イングランドにおいて、有名なギニー金貨 (guinea) が初めて铸造されたのは、チャールス一世 (一六六〇~八五) の統治下にある一六六三年であった。その前年の一六六二年から一七〇〇年の間に铸造された銀貨の量は、年平均で約二八万八千ポンドであつた。ところが一六九七年および一七一七年の通貨改革により、金にくらべて銀に対する造幣局の評価が国際評価以下にすえ置かれたので、大量の銀貨が铸つぶされ、国外へ流出した。また政府も銀貨の铸造を極端に差し控えるようになつたので、銀貨は流通市場から、ほとんどその形影を隠すに至つた。こうして、イングランドの金銀複本位制は、十八世紀には完全に名目化し、実質的には単本位制としての金本位制に移行してしまつていた。銀貨については前述の通りであるが、一方、銅貨についてみると、一七五三年までは少量ながら発行されていても、その後は長年にわたつて铸造されることはなかつたのである。<sup>(15)</sup>

以上の結果、流通の場で小銭が著しく減少するという不都合が起つた。たとえば、企業者は従業員に賃金を支払わねばならないが、一ギニー金貨はもちろんのこと、半ギニー金貨でもえも、賃金支払い用としては、あまりにも单

位額面が大きすぎた。そこで企業者たちは思案の末、賃金の長期支払い制 (long-pay) をとつたり、現物支払い制 (truck system) を採用したり、あるいは、従業員をグループ分けして賃金の時差支払いを実行したりした。小売商たちも、小銭を必要とする事情は、工場経営者たちと同様であった。

ともかくも、賃金支払い、商取引き、小売り、納税、日常生活などにおいて、ぜひとも小銭は必要であった。そこで人々は、外國貨幣を導入したり、私的代用貨幣 (token) を鋳造したりして、小額貨幣、補助貨幣の不足をどうにか補つていった。

要するに、イングランドの貨幣状態は、一六九〇年代ころから概して不良であったが、産業革命開始前後の貨幣状態も耐えがたいもので、前述のような小銭の不足、さらには貨幣の削り取り、偽造、変造などが横行した。このような状態は、一部の金匠や両替商には利益をもたらしたが、一般民衆に対しても日常的苦痛や経済活動上の不便を与える以外の何ものでもなかつたのである。

さて、貨幣の問題から離れて、十八世紀のイングランドにおける支払手段の問題に目を転じよう。金・銀貨幣や補助貨幣のほか、当時、支払手段の役割をもつて利用されていたものとして、銀行券、当座小切手、為替手形をあげる」とができる。

まず当時の銀行券の代表的なものは、一六九四年に設立されたイングランド銀行（後述）のそれであつた。しかし同行は、地方に支店を設置しなかつたので、イングランド銀行券は、工場地帯を始め地方においては、ほとんど流通しなかつた。<sup>(14)</sup> 十八世紀の後半以後には、小規模な地方銀行が急速に増加し、それぞれ銀行券を発行してイングランド銀行券の不足を穴埋めしたが、イングランド銀行券と同様に、その額面が大きかつたので、小銭不足対策の面から言

えば、それを補充する役割を果たすことはできなかつた。

次に、当座預金と当座小切手は、十七世紀の半ばころから、ロンドンにおいて試行的に利用され始めていた。しかし、その利用が地方にまで普及して一般化するのは、十九世紀にはいるまで待たねばならなかつた。

最後に、為替手形であるが、その確定的な発生の時期は明確ではないけれども、銀行券や当座小切手よりも古く、中世のころからその利用が盛んであったと言わわれている。それは当初、遠距離にわたる貨幣輸送の費用を節約し、そ  
の危険を避けるために案出され、次第に広く利用されるようになったものである。産業革命期のころとともにすると、工  
業生産者や商人の間で、この為替手形の利用はきわめて多く、とくにランカシャーやマンチェスターにおいては、支  
払手段として銀行券さえも追い抜き、商取引決済の約九割を占めるほどの勢いであつた。<sup>(15)</sup> 地方の商人のうち資金的余  
裕のある者は、ロンドン引き受けの為替手形を、ロンドンに債務を持つ企業者たちに譲渡して手数料を徴収した。ま  
た彼らは、取引先が所持する為替手形を割り引くことにより、割引料を徴収すると同時に、小銭を供給して取引先の  
便宜をはかつたりなどした。このような金融的機能を果たしているうちに、その業務上の経験をいかして地方銀行を  
おこした商人も、この時代には多かつたのである。

### 三 金融機構

産業革命時代の金融構造としては、(1)公共的銀行としてのイングランド銀行、(2)ロンドンの「シティ」所在の個人銀  
行、(3)ロンドン以外の地方個人銀行、以上の三グループに概分類することができる。そこで、それぞれについて、次

に略説するに止む。

#### (イ) イングランド銀行

イングランドにおける公共的、中心的金融機関のイングランド銀行について、その設立とおで時代をわかのばり、以後くだつて十八世紀末前後までの経緯を概説すれば次の通りである。

今日にいたるまで、長い歴史と伝統を誇るイングランド銀行は、一六九四年に、野党のウイッグ党 (Whigs) の反対を排して成立した「トーン税条例」(Tonnage Act) に法的根拠を置き、イギリス政府から特許状を受けて設立された銀行である。<sup>⑩</sup>

条例の正式の名称は、「大小船舶のトン数ないびどルール、ヒールその他酒類に課する地方諸税と諸関税とを陸上に許与するための条例、ならびに同条例中に述べられてゐる通り、対仮戦を遂行するために一五〇万ポンドの金額を自発的に貸し上げる人々に対し、一定の報酬と利益とを保証するための条例」と名付けられた。この「トーン税条例」によれば、課税関係の諸条項の後に、募集によって一一〇万ポンドの資本を調達し、その応募者たるに “The Governor and Company of the Bank of England” と称する法人 (corporation) を組織することを許す旨の規定があつた。

この法人は、資本の全額を政府に貸し上げ、その報酬として8%の利子 (九万六千ポンド) と経営費四千ポンドとの合計一〇万ポンドを年間に收受することとなつていた。政府は、この法人に対し、もし当たら一一年間だけ銀行の特権を与えるが、その後は一年間前の予告の上、その特権の特許状を取り消す権限を保留した。また、この法人は、資本以上の借り入れ、あるいは債務を負へることを禁じられ、もしこれを犯した場合には、株主は自分の出資金の額に応

じて個人的責任を負わねばならなかつた。さらに、この法人は、どのような商品であつても取り引きすることを禁じられたが、為替手形、金・銀の地金に関する取り引き、および期限後三か月たつても未決済の商品担保金融の担保商品を売却する取り引きは行なつてもよいことになつていていた。

以上のような内容を持つ法人の出資者募集に対し、時のマアリー女王は一万ポンドを申し込み、資本家たちの応募も順調で、一〇日間の募集期間締め切りの後、一六九四年七月二十七日に特許状が交付され、ここにイギリス銀行は正式に創立されたのである。

一方、イギリス銀行は、次のような方法によつて利潤をあげていくことが許されていた。

(i) 同行の資本金一二〇万ポンドの全額を政府に対して貸し上げたが、これに対する年一〇万ポンドの利子および経費の受け取り（前述）。

(ii) 政府に貸し上げた金額と等しい額を限度とする銀行券（<sup>だ</sup>兌換券）の発行。

(iii) 手形割引。同行の預金者に対してはサービス・レートを適用したが、表向き利率は、外国為替手形に対しても四・五%，イギリス銀行手形（English bills）と債務証書に対しては六%で割り引くことになつていていた。

(iv) 同行の創立された時代の慣行として、銀行預金者なるものは、一般的に、利益を得るどころか逆に銀行に対して持ち出し勘定となるのを常としていた。しかるに同行は、四%の預金利子をつけることによつて積極的に預金を吸収し、獲得した預金の運用によつて利潤をあげることができた。ただし、当時としては独特のこの営業政策は、創立以前からうごめいていた同行に対する反対論者の不満をますます大きくする結果となつた。

(v) 同行創立時の特許状では、特定の担保を徵求して貨幣貸し出しを実施する権限が与えられており、もちろん

ん、これによつても利潤をあげることができた。

上記のうち、「(iii)手形割引」のその後の運用をみると、イングランド銀行は、かなり厳格な条件を自ら守つていた。すなわち手形割引を受けうる有資格者は、ロンドン居住者で、しかも商人（商業從事者）に限られており、その人数は十九世紀の初めでも一千三百人前後を上下している程度のものでしかなかつた。<sup>(18)</sup> 銀行家といえども、一七九七年までは同行の手形割引を受けられなかつたという事実は、今日の現状からみると意表外のことを感じられるであろう。創立当時のイングランド銀行には、後年の「銀行家の銀行」としての姿を、とうてい検証することはできないのである。

また上記のうち、(ii)項の銀行券の発行については、イングランド銀行の設立当時、他の銀行も自由に発券することができたのであるから、同行のみに発券上の特権が付与されたということは到底できない。またイングランド銀行券に法的通用力を与えて法貨とすることに対しても、当時の政府は同意しなかつたし、同行側からも要求が提出されるとということはなかつた。これらは、大陸の公共的銀行の場合に比べ、イングランド銀行草創期の一つの特色とみられているのである。

以上のような性格のイングランド銀行の前に、競争相手として同じ公共的性格を持つ土地銀行（National Land Bank）の設立問題が現われて來た。

以前から新銀行の設立計画を持つていた産科医・チャーチバレン博士は、一六九三年に土地銀行計画を下院に提出していたが、これは土地貴族たちの支援を得て、一六九六年二月十日に下院の委員会を通過してしまつた。この土地銀行は、莊園等の土地を抵当に徵した上、銀行券の発行、公債の募集、政府への貸し上げ、地主への貸し付け等を実行

できることになっていた。つまり、イングランド銀行とは競争的性格を持つ銀行であり、土地銀行法案の下院委員会通過の予測だけでイングランド銀行の株価が暴落したほどである。しかし土地銀行の創立は、設立応募額が予定額に達せず、結局のところ実現させることはできなかつた。

一方、同じ一六九六年に行なわれていた貨幣改鑄は遅々として進まず、五月四日に旧鑄貨が流通を停止した時点では、まだ代わるべき新鑄貨がないという事態さえ発生してしまつた。金匠たちの取り付けにあつたイングランド銀行は、取りあえず彼らの要求額の十分の一を現金支払いし、残額については新鑄貨の供給が可能になり次第支払う旨を、総裁の名をもつて約束せざるをえなかつた。それにもかかわらず、大蔵省はイングランド銀行への新鑄貨の引き渡しを延期したので、ついに同行は、現金支払いを要求額の三%にまで制限せざるをえなかつたのである。

このような苦境に立たされたイングランド銀行は、その株主たちの圧力もあって、政府に対し次の三箇条の要求を提出した。

- (i) イングランド銀行に対し、銀行券を発行しうる公共銀行としての独占権を与えること。
  - (ii) 政府に対する債務は、すべてイングランド銀行を経由して支払わなければならないこと。
  - (iii) 特權銀行としての存続期間の延長と、銀行券偽造に対する保護。
- 以上の要求に対し、下院は、若干の条件をつけはしたものの全面的に承認を与え、一六九七年の条例として裁可された。この条例によつてイングランド銀行に与えられた主要な特権を拾えれば、次のとおりである。
- (i) 特權銀行としての存続期間を、一七一〇年八月一日から數えて一二か月目までに延期すること。
  - (ii) この存続期間中は、同行に公共的銀行としての独占権を与えること。すなわち、銀行の性質を持つ他のいか

なる法人に対しても、議会の条例によつて公共的銀行としての許可が与えられることがないこと。

- (iii) 同行は、その最初の資本金一一〇万ポンドおよび追加資本金の合計額を限度として、要求払いの銀行券を発行する権限を与えること。

(iv) 同行の全財産に対する免稅とすること。

(v) 銀行券の偽造、変造については、僧職にある者も含め一率に反逆罪として取り扱うこと。

以上のように、一六九七年の条例は、イングランド銀行に大きな特權を認めたものであった。

その後、アン女王統治下の一七〇七年、<sup>②0</sup> 時はまさにスペイン継承戦役（一七〇一—一三）の最中であったが、イングランドに恐慌が起つた。イングランド銀行も、取り付け騒動や同行券の受け取り拒否などの困難に遭遇したが、新教徒の王家からの支持、貴族諸侯や多数の商人たちからの援助などによって危機を乗り切ることができた。

一七〇九年、財政窮乏に苦しんだ政府は、外部の反対を押し切り、条例によつてイングランド銀行から新たに四〇万ポンドを年利六%で借り上げると同時に、同行に対する新規の諸特権を付与する措置をとつた。そのうち、主要なものを持えば次の二点である。

(i) 一七一一年八月一日から二二年間、同行は特権を継続保証されたこと。

(ii) 一六九七年の条例以上に、同行の独占権が次のように強化されたこと。すなわちイングランド銀行の存続中、同行以外は、既存にしろ新設にしろ、出資者が六名を越すいかなる法人も、イングランド地方において、要求払いまたは期限六か月以内の為替手形、または約束手形により、貨幣の借り入れ、負担、および受け取り行為をしてはならない旨の規定が置かれた。<sup>②1</sup>

当時は、このような手形による諸行為が銀行業務の中の中枢を占めるものと考えられていたので、上記の規定だけで、イングランド銀行の独占権を防御するには十分であった。ところが一八二〇年代から、小切手による新しい銀行業務がオランダから本格的に導入され、この業務を主体に営業するが銀行券は発行しないところの株式会社組織の預金銀行が、上記の条例にかかわらず次々に設立されるようになり、将来の新たな事態につながることになったのである。

上記の条例公布の年から四年目、スペイン継承戦役の終戦の年、すなわち一七一三年に、イングランド銀行に対する特許状の期限が、政府への新たな貸し上げと引き換えに一七四三年まで延期された。

一七二〇年には、前に触れたように、南海会社を中心とする投機熱が破局を迎えて恐慌が起り、イングランド銀行もその影響を大きく受けた。

そもそも一七一一年に設立された南海会社は、スペイン継承戦役の財政負担に苦しむ政府のために一千万ポンドの国債を引き受け、それと引き換えにスペイン領南アメリカおよび太平洋諸島との貿易独占権を与えられた特権会社であった。一七二〇年になって、さらに同社は多額の整理公債引き受け案を作成して下院に提出したが、同社案は、イングランド銀行の競争的対抗案を排除して下院を通過してしまった。<sup>(22)</sup> 同社の事業内容は、一般の期待に比して貧弱であつたにもかかわらず、これを契機として、額面百ポンドの同社株式が二千ポンドにまでも買い上げられるという状態となつた。

同社のこのような株価高騰は、一般的の投機熱をあおり、事業内容のいかがわしい会社や詐欺的会社さえ続々と設立され、市場は熱狂的とさえ言える情況を呈した。

このよだれだれの憂慮すべき事態に對して、泡沫条例 (Bubble Act) が公布され、また控訴院判事からはすべての泡沫会社 (Bubbles) を解散せしむる令状が発表された。その結果、多くの泡沫会社が壊滅し整理され、南海会社株を始めとする株価は暴落し、破産者は実業界に続出して恐慌となつた。このペニックは、国内的生産事情などに起因するものではなく、典型的な投機恐慌であつた。

この南海恐慌により、イングランド銀行も取り付けを受けたが、その対策よろしきを得て、どうにか信用を維持することができたのであつた。

首相・ウォルポール (Sir Robert Walpole) の約110年に及ぶ平和政策の時代も、一七三九年に終わりを告げ、一七四〇年から、イギリスはオーストリア継承戦役 (一七四八年) の時代に入した。そのころ、イングランド銀行の特許状の期限も近づき、更新の是否につき議論が始まっていた。

一七四二年、イングランド銀行は、新たに一六〇万ポンドを無利息で貸し上げることによつて政府の財政窮乏を救い、代償として一七六四年まで特許状の継続を認可された。同時に、この一七四二年の条例は、一七〇九年の条例によってイングランド銀行に認められた独占権をより明確化して定義し、同行の存続期間中は排他的銀行業 (exclusive banking) の特権を同行に保証している。ただし、この条例は、イングランド地方において、既設にせよ新設にせよ、法人銀行にせよ個人銀行にせよ、次のような銀行または銀行業務を禁ずるものでない点に注意を要する。

- (i) 出資者六名以下よりなる法人銀行。これらの銀行は、もちろん銀行券の発行業務も禁止されていない。
- (ii) 外国の銀行がロンドンに支店を設置すること。
- (iii) 銀行券の発行以外の各種の業務を営む銀行、たとえば銀行券の発行には手を染めないで小切手業務を取り扱

う預金銀行などは、出資者六名以上の法人であつても禁止されていない。この法令解釈に気が付き、実際にそのような銀行の営業が実行され始めたのは、既述のように、後日、一八二〇年代からのことであった。<sup>(2)</sup>

以上のような一七四二年の特許状更新から三年目の一七四五五年には、スチュアート王朝の復活を企図するジエームス党 (Jacobite Party) の反乱があつた。これを契機として軽度の恐慌が起り、イングランド銀行は取り付け騒ぎをひきおこした。しかしながら、適切な対応策が取られ、ロンドンの商人たちの援助もあって、同行は反乱の犠牲となることを免れ得たのである。

時代をくだけて、一七五五年から始まつた英仏間の植民地七年戦争は、大陸とイングランドの商人たちに対し徐々に投機熱をまきちらしていた。

一七六三年に七年戦争は終戦を迎えたが、これを契機として恐慌が始まつた。まず恐慌はオランダの投機家の間で発生し、ついでドイツに波及し、その年内にイングランドをも巻き込んでしまつた。イングランド銀行も、その取引先が破産に見舞われたことにより影響を受けたが、経営の失敗をきたすことなく、ぶじに恐慌を乗り切ることができた。

翌一七六四年には、イングランド銀行の特許状が二二年間延長された。すなわち同行は、一一万ポンドを国家に寄付し、かつ二か年間、三分利付き国庫証書の形で一〇〇万ポンドを貸し上げる代償として、一応一七八六年まで延長を認められた。この「三分利付き」の点であるが、当時は金利の低下傾向があり、すでに国債の利子率も三%にまで引き下げられていたのである。

既述のように、イギリス産業革命の始まつた一七六〇年代を終わり、一七七〇年代の幕明けのころ、イギリスの生

産力はますます増進し、また国内商業、外国貿易も共に拡大して、行き過ぎた思わずくが市場に充満した。そして一七七一年、ついに恐慌が来た。破産件数は空前の五二五件にも達し、イングランド銀行が経験した最初の近代的大恐慌となつた。この恐慌は、翌一七七三年にはオランダに飛び火し、さらに全欧洲で燃えさかつたのである。

その一七七三年には、条例によつて、銀行券の偽造行為が死刑に処せられることとなり、イングランド銀行券の信用防衛は、さらに刑事面からも手厚さを加えることとなつた。

翌一七七四年には、貨幣の改鑄が実施された。すなわち、金一オンスの平価を三ポンド一セシリング六ペニスとして改鑄され、この平価は、銀行制限条例の出た一七九七年まで継続された。

一七七八年にはアメリカ独立戦争が起り、一七八二年の仮条約まで続いたが、翌一七八三年のパリ条約によつて、イギリスは正式にアメリカの独立を承認した。

その戦争中の一七八〇年に、ゴーデン暴動 (Gordon Riots) と呼ばれる反カトリック騒動が引き起つた。ジョージ・ゴードン卿 (Lord George Gordon) を指揮者と仰ぐ自称新教徒協会の会員たちは、カトリック教徒に有利な法案への反対行動から次第に暴民化し、カトリック教会やカトリック教徒に対する略奪、ならびに監獄の占領にまでも發展した。さらに彼らは、夜間にイングランド銀行に向かつたが、政府の援兵とロンドン市民の義勇兵たちとよつて、この襲撃は未然に阻止された。やがて二万人の軍隊が召集され、暴徒は完全に鎮圧されたが、この事件は、イングランド銀行に対し、暴力からの防衛強化の必要性を痛感させる一つの契機となつた。<sup>22)</sup>

翌一七八一年に、イングランド銀行は、政府に対し利率3%で二〇〇万ポンドを貸し上げることを条件として、一八一二年まで特許状の延長を認められた。一七六四年の条例によれば、既述のように、同行の特許は、一七八六年ま

での延長を認められたのであるから、今回の措置は、期限の五年前に特許の更新を受けたことになる。

それまでにイングランド銀行は資本金を漸増させて来たが、翌一七八二年にも増資して、新しい同行の資本金は一、一六四万二、四〇〇ポンドにまで増額された。

その翌年、一七八三年には、またも恐慌が発生し、約一〇〇行の地方銀行が支払い停止の措置に踏み切らざるをえない事態が起つた。すなわち既述のように、一七八二年の仮条約によつて、アメリカ独立戦争は事実上の終結をみた。これを契機に新市場の開拓、取り引きの拡大などが一気に起つて、外国貿易も急激な膨張をとげた。このため、銀行券の発行高は激増し、イングランド銀行から金貨が奔流のように流出したので、世人に警戒心を与えたのが恐慌の原因であった。

しかし、イングランド銀行からの金貨流出は、主として外国貿易に原因があったので、同行の一時的発券取締政策が効を奏し、やがて金貨の流出停止と還流現象とが起つて、準備金の枯渇は避けられ、同行ははじに難局を切り抜けることができたのである。

以上のような状況の後、特記すべき事項もなく数年を経過した一七八九年、フランスに大革命が発生し、やがてイギリスもイングランド銀行も大動乱のうずの中に巻き込まれて行つた。ともあれ、創立以来そこに至るまでの同行は、今日の中央銀行としての特権的地位とは懸隔があるにしても、イングランドの正貨準備保有銀行としての地位と、最高の信用度を持つ銀行券の発行銀行としての地位とを、政府の保護のもとに、長年にわたつて築き上げていたのである。

#### (ロ) シティの個人銀行

ロンドンの個人銀行の歴史は、イングランド銀行のそれよりも古い。

クロムウェル (Oliver Cromwell, 1599~1658) によって処刑されたチャーチルズ一世 (一六一五~四九統治) は、その在位中、財政の窮迫に苦しみ、一六四〇年に、ロンドン塔内に保管されていた貨幣（金貨、銀貨）を没収してしまつた。その貨幣というのは、その時までロンドンの商人たちが安全を願つてロンドン塔内にある造幣局に預託したものであった。それ以後ロンドンの商人たちは、造幣局への預託を中止し、代わつて、当時としては比較的に堅固な金庫を持つていた金匠 (gold smith) たちに、貨幣や貴金属類を預託するようになった。預託を受けたロンドンの金匠たちは、イタリーにおける先進的公立銀行のベネチア銀行にならい、預託者に対して金匠手形 (gold smith note) を発行し、短期預託者に対しては少額の受託料を徴収したが、長期預託者に対しては逆に利息を支払つた。金匠たちは、受託した貨幣を、より高い利息で政府その他に貸し付けて利ざやをかせいた。このようにして、彼らは次第に金融業を営むようになり、十七世紀の半ば<sup>(2)</sup>には、専業の形で個人銀行がロンドン市内で営業していたとされている。

彼らは、営業地域としては、ロンドンでも「シティ」と呼ばれる一定の地域に主として集まつていた。

彼らは、それぞれ銀行券を発行し、為替手形の取り扱いにも慣熟しつつあった。ところが既述のように、イングランド銀行が設立され、銀行券の発行が制限されたので、以後は為替手形の振り出しと流通、ならびに遅れて導入した小切手による信用手段の発展を図るほかなかつたのである。

しかし、シティの個人銀行には、もう一つ重要な仕事があった。それは地方の個人銀行とコルレス契約を結び、ロンドン・中央での金融業務の代行や取り引きのある地方銀行相互の仲介役などを果たすことであった。産業革命初期において、ロンドンの個人銀行は、すでに、そのような金融構造上の重要役割を遂行していたのである。

その具体的な例をあげてみよう。ロンドンの個人銀行は、取り引きのある地方銀行のために、支払地がロンドンとなつてゐる為替手形の取り立てや、引き受け、あるいは保証業務等を遂行した。また、イングランド銀行からの貨幣受け取り、地金取り引き、外国為替の売買などの代理業務も実行した。一方、彼らは、資金の余剰をきたした地方銀行から余資受け入れを行ない、資金不足の地方銀行に対しては手形割引に応じたりした。

要するに、ロンドンの個人銀行業者たちは、イングランド銀行や後述の地方銀行とは異なった性格と役割のもとに、産業革命のない手の工業家や商人たちを助けはぐくんで行つた。ロンドンにおける個人銀行の数も、一七六〇年には三〇行に満たなかつたものが、一八〇〇年には約七〇行に増加を示している。規模を拡大しつつあつた当時の企業が円滑に事業を推進できたのは、これらの銀行の機能に負うところが大であると言わわれているのである。

#### (八) 地方銀行

ロンドンを除いたイングランド、およびウェールズ地方において、いつ最初の地方銀行が設立されたかの正確な記録はないようである。しかし、一七一〇年代の半ばころが、その時期であろうと推定されている。

初期の地方銀行を開業した者の前職をみると、金匠、毛織物製造業、絹織物商、毛織物商、穀物商、家畜商、弁護士、地主などがあり、銀行設立後も、なお引き続き兼職する者さえもあつた。

ただ、地方銀行の設立数は多くはなく、産業革命前夜の一七五〇年の時点では、わずかに一二行程度であったといわれている。ところが、めざましい産業革命の進行に伴い、また他の要因も重なつて、地方銀行の設立が続出し、一七九三の時点になると四百行にも及ぶ多數を数えるほどに増大した。<sup>(2)</sup>

彼らの設立動機としては、(i)融資需要の増大、および逆に余裕資金の安全預託への要請、(ii)送金、とくにロン

ドンへの送金の便宜供与に対する需要、(iii) 小額貨幣および銀行券など地方的流通手段の不足に基づく不便解消の必要性などである。

これらのうち、(iii)の中の小額貨幣不足に関しては、すでに詳細に論じたので、ここで再述することを省略したい。次の銀行券の不足に関してであるが、これはイングランド銀行がロンドン以外に支店を設置することを好まなかつたことにも大きな原因がある。地方支店がないため、イングランド銀行券は、既述のように、ロンドンとその隣接地を越えて地方にまで流通して行くことは、ほとんどなかつた。そこで、地方商工業界の銀行券に対する需要充足の方法としては、地方銀行を設立し、そこからの銀行券供給に頼るほかなかつたのである。

しかし既述のように、イングランド銀行は、一七四二年の条例によつて、大ブリテンのうちイングランドと呼ぶられる地方において、銀行券を独占的に発行できる從来からの特権をより明確化されており、その例外は出資者六名以下の小規模銀行に限られていた。これらの銀行は、資力がそれほど大きくなれない人たちによつて設立された信用力弱小の单一銀行が多く、したがつて彼らは信用薄弱な銀行券を地方に流布する結果になつてしまつた。これが恐慌のたびごとに地方銀行倒産劇を繰り返す原因となつたのであり、このような事情は、一八二六年、「銀行券を発行しない限り、規模の大小を問わず、株式組織の銀行を設立してもよい」趣旨が条例によつて公認されるまで続いたのである。

地方銀行のほとんどは、ロンドンに代理店を持つており、それぞれ代理店に対して為替手形を振り出したり、手形の割り引きを依頼し、鑄貨を入手したりすることができた。そして地方銀行は、それらの鑄貨を取引先に貸し付けた<sup>(2)</sup>、準備金の補充に回したりした。一方、ロンドンの代理店も、すでに割り引いた地方銀行からの手形を、さらにイングランド銀行へ再割引に持ち込むことによつて貨幣を入手し、自らの準備金に充当したりすることができた。

ところが、この連係がうまくいかなかったり、イングランド銀行が融資引き締め措置をとったりすれば、地方銀行は窮地に立たざるを得なくなる。地方銀行の中には、信用薄弱な小規模問屋、小売商、薬剤師、パン屋などによって安直に設立された弱体なものや、設立者が金もうけにのみ熱中し、十分な準備金を用意しないものも多かった。<sup>(25)</sup> このような弱体な銀行が、相づぐ設立にもかかわらず、たびたびの恐慌で、短命に終わつたのは当然である。ことに、一七八九年になるとフランス大革命が起き、一七九二年の末にはイギリスに恐慌が始まり、翌一七九三年には対仏宣戰布告があつて恐慌はまゝまゝ本格化するなど、この激動の一々年ににおいて、これらの地方銀行は大きな痛手を被つたのであつた。

### 注

- ① アンソニー (Thomas Southcliff Ashton) よれば、その著『産業革命』(The Industrial Revolution, 1760-1830, 1948) の日本版への序において次のふうに述べてゐる。「農民と小手工業者の国が工業化の道を歩みはじめた時、その最初の足どりはのろいかも知れないが、その歩調は加速度的に速まるものである。すでに十八世紀の人々には、イギリスの産業の進歩は、単に『発達』development とか『発展』expansion とかいう言葉で表現するには、あまりにも急速であるようと思われた。そこで『産業革命』the industrial Revolution という新語が、フランスの著述家アルザン侯によつて作り出されたのである。」(中川敬一郎訳『産業革命』、一九五四年、ヨハーヌ)。

なお、前に掲げたアショーンの原書を、以下には次のように略記す。

- ② イギリス産業革命の起動力となつた発明や技術革新等になつたのは、当時の inventor (発明家)、contriver (考案家)、industrialist (工業生産者)、entrepreneur (企業家) 等であった。彼らは、国内各地の出身者であつて、またおもゆる社会階層に属する人々であつた。しかし彼らに共通する何らかの特色をさがすとすれば、彼らの多くは非国教徒に属していた点が指摘されてゐる (Ibid., pp. 16-9. 中川、同前訳書、一八二二ページ要約)。

(3) 小入カシャー（おむの煙花の出井製造量）を示せば、次の通りである（新野寺『マギリス産業革命史研究』一九七六年、四四ページ）。

年 間	綿 花	備 考
1698～1710年	1,095,084 ボンド	1705年を除く12年間の平均
1711～1720	1,476,107	1712年を除く9年間の平均
1721～1730	1,505,273	1727年を除く9年間の平均
1731～1740	1,171,787	
1741～1750	2,137,294	
1751～1760	2,759,916	
1761～1770	3,681,904	
1771～1780	5,127,689	

(4) Exports of cotton piece goods every ten years, 1699-1779

Year	Material	Total (£)
1699	Fustian	13,138
1709	"	5,182
1719	"	7,853
1729	"	9,605

1739	Fustian, Checks, Printed	14,324
1750	Fustian, Checks	19,667
1759	Fustian, Checks, Printed	109,358
1769	"	211,606
1779	Fustian, Checks, Printed, Manchester Cottons	302,760

(Note) Alfred P. Wadsworth & Julia de Lacy Mann, *The Cotton Trade and Industrial Lancashire, 1600-1780*, 1931, p. 146,

Table II を参考として本表を作成。

⑤ 当時のマギックにおける各種産業の代表として綿織の年間産出量を取上げてみると、次のような推移で増加していく

(『松芳喬『英國産業革命史』、昭和11十八年、1110ページ)。

1710年……………11五十ヶヘ (雜誌)

1728年……………六八千ヶヘ

1739年……………11五百ヶヘ

1806年……………11H〇十ヶヘ

1839年…1'、川国七十ヶヘ

⑥ いわゆる「議会ハクロージャー」(parliament sanctioning enclosure or parliamentary enclosure) である。ハックルズやホーリー地方など、いへに十五世紀末期からか、地方地主等によって、暴力または当事者相互の合意等による闊い込み運動が多数みられるようになつたが、当初は議会はこれに関与しなかつた。これに対し、十七世紀半ばになると、当事者相互の合意による闊い込みが行なえない場合、政府の方針に基いて、議会を通過した個別の闊い込み法令によって実施されることが多くなり、これが、一八四五年の一般エンクロージャー法が発布されるまで継続した。この議会が裁可する方式のものを「議会ハックルズ」など。なお、同國のハックルズは、一八七〇年代にお

「い、せば終息するにいたりた。

葬式や洗礼式の数字にもとづいた周到な計算によると、イングランドおよびウェールズの人口は一七〇〇年において約五五〇万、一七五〇年には六五〇万であったのに、一八〇一年最初の国勢調査が行なわれた時には、それは約九〇〇万であり、一八三一年までは一、四〇〇万に達した。このように人口は十八世紀の後半に四〇パーセント、十九世紀の最初の三〇年間には五〇パーセント以上増加した。大英帝国について見れば、この数字は一八〇一年にほぼ一、一〇〇万、一八三一年には一、六五〇万であった（Ashton, Revolution, p. 3. 中川、前掲訳書三ページ以下）。

なお一七〇〇年の人口を、前記原書では、about five and a half millions としているに対し、前記訳書では「約一五〇万」と訳しているが、元用者の責任で、これを前掲引用文のように訂正しておいた。

さての資本、金融に関する部分、および前述の一般経済情勢に関する部分の史実について、主として Ashton, Revolution, Chap. 1 and Chap. 4. 中川、前掲訳書、第一章および第四章を参考とした。同書においては、当時の一般経済情勢、産業資本、銀行、工業金融等の大要を他書に比べ統一的に掌握し、かつ相互の関連を具体的に分析しながら簡明に要約してあって便利である。なおアンソーンは、産業革命の歴史像を、じわじわのグラフ・イメージをもって叙述している点に注意。

⑨ 『わゆる South Sea Bubble. なお一七一〇年の泡沫条例（Bubble Act）』によると、一般的に企業のペーパーナーは六名ほどに制限された。

⑩ 3 percent Consolidated Stock 3.1%。略してコンソル（Consols）ともいふ。それまで次々に発行された公債を整理するため上場され、改めて発行された公債のことをいう。

⑪ Ashton, Revolution, p. 11. 中川、前掲訳書、11～111ページ。

⑫ Ibid., p. 97. 中川、同前訳書、104～111ページ。

⑬ その貨幣鑄造に関する史実については、主として次の書籍を参考とした。

Sir John Herbert McCutcheon Craig, *The Mint—A History of the London Mint from A. D. 287 to 1948*, 1953.

⑭ ものたぬ、イハベハム銀行が、おもむくハム銀行と称すの方があやかねつゝ、だれいひへへやがんだ。

⑮ Thomas Southcliffe Ashton, "The Bill of Exchange and Private Banks in Lancashire, 1790-1830" Papers in

English Monetary History, edited by T. S. Ashton and R. S. Sayers, 1953, p. 39.

(16) さて、金融機関、製皮等の歴史から、金本位の主な所では次の書籍を参考として読むべきだ。

▷Rondo E. Cameron et al., Banking in the Early Stages of Industrialization—A Study in Comparative Economic History, 1967, Chap. 2. 田中健一訳論『産業革命と銀行業』昭和四十八年、第11章。

▷Ashton, Revolution, Chap. 4. 田中健一訳論『前掲訳書』第四章。

▷Andreas Michæl Andréades, History of the Bank of England, 1640 to 1903, translated by Christabel Meredith, 2nd ed., 1924, Vol. I, Parts II~IV. (以下、本書を次のものと置換する。) .....Andréades, Bank of England) 田中健一訳・北田義一訳論『イギリス銀行史』一九七一年、第一卷、第二編～第三編。

(17) 「銀行税案」の内容は、以下だ。次の転載参照。

James William Gilbart, The History, Principles and Practice of Banking, revised by Ernst Sykes, 1907, Vol. I, pp. 31~2.

(18) Sir John Harold Clapham, The Bank of England, A History, Vol. I (1694-1797), 1970, p. 205. 英国金融史研究会訳『イギリス銀行』——その歴史、1694-1797、昭和四十年、1111111~1111111。

(19) ベハグラン・銀行券が法貨の資格を得たのは、1811年(条例)(1811年法律第九八〇)である。

(20) 1707年、イングラン・スコットランドと合邦し、合邦以後の國名をグレート・ブリテン王國と呼称するようになりだ。一般にわが國においては、その合邦以後の國名を、イギリス王国と呼んでいた。

(21) 1709年の条例は、出資者が六名以下の銀行に対しては、既設のものであれ新設のものであれ、自行の銀行券を発行する権利とを禁止していなかった。

(22) 同法案は、下院通過後に国王の裁可を得て、南海法(South Sea Act)となりだ。

(23) 「イングラン・銀行の特許状は、発券業務にたゞやねばならぬ限り、株式会社組織の銀行やあるいかく個体を何の禁制するものではない」という法の直前に最初に気がついたのは、1811年、ジョーフィン(Thomas Joplin)であったといわれている。

(24) 以後、イングラン・銀行では、昼間の業務時間のみならず、夜間も防備対策がとられたようにならんだ。

イギリス産業革命初期の貨幣金融(大蔵)

- ⑯ 今日、ユーロハンドルにて “The City” と呼ばれる金融街の歴史は、銀行開拓期より人並みの地に進出して初期の銀行から徐々にセントラル銀行へと発展する。銀行も、Bank of England & Royal Exchange を始めとする内外の金融機関が立ち並んでおり、商業、金融の中心地となりつつある。その区域を略すと、“The Square Mile” と呼ばれることもある。
- ⑰ Andréades, Bank of England, p. 172.
- ⑱ 海外の地方銀行が貸し付けをする場合、取引先に提供するのは鑄貨であるかのほか、為替手形や自行振り出しの約束書形であることが多い。
- ⑲ Andréades, op. cit., pp. 171-2.